

太田市税務情報の保護、管理及び運用に関する要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市電子計算機業務管理運営及びデータ管理に関する規則(平成17年太田市規則第7号)に定めるもののほか、税務情報検索業務に係る関係法令に規定する守秘義務の遵守及び税務情報データの保護に関して適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(データ及びプライバシーの保護、管理運用)

第2条 税務担当課長及び税務情報検索業務を行おうとする課長等(以下「税務情報検索課長」という。)は、税務情報データ及びプライバシーの保護に万全を期し、税務情報が的確に管理運用されるように努めなければならない。

(税務情報検索業務の範囲等)

第3条 税務情報検索業務の範囲は、税務情報検索業務一覧(別表)に掲げる根拠法令の規定に基づくもの又は窓口相談業務において税務情報検索対象者の承諾書が得られた範囲の業務とし、当該業務以外の目的でオンライン端末画面、市税の課税台帳等から税務情報を閲覧又は調査をし、検索してはならない。

(税務情報検索業務内容の管理)

第4条 税務情報検索業務内容の管理方法は、次に掲げたとおりとする。

- (1) パスワードによる管理 オンライン端末画面で税務情報検索業務を行うことのできる職員を職員コードと暗証番号(パスワード)により管理する。
- (2) 税務情報検索履歴の採取 税務情報をオンライン端末画面から検索した場合においては自動的に履歴を採取する。
- (3) 税務情報検索業務内容の管理 税務情報検索業務内容は、税務担当課長と税務情報検索課長で協議により定めた業務内容とする。ただし、業務内容を変更しようとする場合は、税務担当課長と税務情報検索課長で協議により変更することができることとするが、システム変更に当たっては、税務情報検索業務変更協議書(様式第1号)を添えて委託電子計算センターに委託する。

(税務情報検索業務の運用)

第5条 税務情報検索業務の運用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 税務情報検索課長の任務

ア 税務情報検索課長は、税務情報検索職員の暗証番号（パスワード）を定期的又は随時に変更するものとする。

イ 税務情報検索課長は、毎年度当初に税務情報検索業務計画書（様式第2号）を総務部長に提出しなければならない。

ウ 税務情報検索課長は、税務情報検索履歴を管理し、必要に応じて税務担当課長に報告を行う。

(2) オンライン端末画面から税務情報を検索する職員

ア 税務情報を検索できる職員は、税務担当課長と税務情報検索課長で協議した職員に限定する。

イ 税務情報検索は、業務開始時に暗証番号（パスワード）の入力を必須とし、迅速に行い税務情報検索画面のまま席を離れてはならない。また、画面印刷（ハードコピー）を行ってはならない。なお、業務終了後は必ず初期画面に戻すことを必須とする。

ウ 新規対象者及び相談者の税務情報検索は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定を説明して、書面による本人の了解（承諾書）を得てから検索する。

エ 税務情報を検索した内容は、他に漏らしてはならない。

(3) 市税課税台帳等から閲覧又は調査をする職員

ア 市税課税台帳等の閲覧又は調査は、税務情報閲覧申請書（様式第3号）を提出し、又は税務担当課に備えてある市税課税台帳等の閲覧申請簿に記帳して、税務担当課長の許可を得てから閲覧又は調査をする。

イ 閲覧又は調査は、税務担当課内で行わなければならない。ただし、税務担当課長の許可を得た場合は、この限りでない。

ウ 市税課税台帳等の内容は、他に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。